

## 路外駐車場の設計基準チェック表

届出者名	
名称	
位置	

根拠法令	設計基準	申請内容	チェック	摘要
駐車場法施行令第6条 (適用の範囲)  駐車場法施行令第7条第1項 (駐車場の出入口)	<p>自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であること。</p> <p>(a) 出入口を設けてはいけない場所            (道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分、その他)</p> <p>① 交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル</p> <p>② 交差点の側端又は道路の曲り角から前に5m以内の部分</p> <p>③ 横断歩道の手前の側端から5m以内の部分</p> <p>④ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分</p> <p>⑤ 軌道車の停留場及びバス停から前後に10m以内の部分</p> <p>⑥ 踏切の前後の側端から前後10m以内の部分</p> <p>⑦ その他公安委員会が指定した場所</p> <p>(b) 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)昇降口から5m以内の部分に出入口を設けてはいけない。</p>			

根 拠 法 令	設 計 基 準	申 請 内 容	チ ェ ッ ク	摘 要
	<p>(c) 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園若しくは児童館の出入口から20m以内の道路の部分（当該出入口に接する、さくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、緑石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の道路の部分を含む）に出入口を設けてはいけない。</p> <p>(d) 橋、幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を超える道路に設けてはならない。</p> <p>※ 但し、自動車の出口又は入口を道路交通法第44条第1項に掲げる道路の部分（トンネルに限る）又は橋に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること等により、建設大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては適用しない。</p>			
<p>同令第7条第2項 （駐車場の出入口）</p>	<p>(e) 前面道路が2つ以上ある場合は自動車交通に支障の少ない道路に出入口を設けること。</p> <p>※ 但し、歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れがある時、その他特別の理由がある時はこの限りではない。</p>			
<p>同令第7条第3項 （駐車場の出入口）</p>	<p>(f) 自動車の駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上のときは、自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上としなければならない。</p>			

根 拠 法 令	設 計 基 準	申 請 内 容	チ ェ ッ ク	摘 要
同令第7条第4項 (駐車場の出入口)	(g) 出入口において回転を容易にするために必要あるときは、すみ切りをしなければならない。この場合、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m以上としなければならない。			
同令第7条第5項 (駐車場の出入口)	(h) 出口付近の構造は2m後退し車路の中心線上、高さ1.4m以上にて道路の中心線に直角に向い、左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者の確認ができるようにすること。			
同令第8条 (車 路)	<p>(a) 車路は幅員5.5m以上、一方通行の車路は3.5m以上(車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられ、かつ歩行者の通行の用に供しない箇所にあつては、2.75m以上)にすること。</p> <p>(b) はり下の高さは、2.3m以上にする。 【建築物のみ】</p> <p>(c) 屈曲部は内のり半径5m以上にする。 【建築物のみ】</p> <p>※ ターンテーブルが設けられているものは除く。</p> <p>(d) 傾斜部の縦断勾配は17%以下にする。 【建築物のみ】</p> <p>(e) 傾斜部の路面は、すべりにくい材料にする。 【建築物のみ】</p>			
同令第9条 (駐車する部分の高さ)	車室のはり下の高さは、2.1m以上にする。 【建築物のみ】			
同令第10条 (避難階段)	直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は避難階段、又はこれに代わる設備を設けなければならない。 【建築物のみ】			

根 拠 法 令	設 計 基 準	申 請 内 容	チ ェ ッ ク	摘 要
同令第11条 (防火区画)	給油所、その他火災の危険のある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は甲種防火戸によって区画しなければならない。 【建築物のみ】			
同令第12条 (換気装置)	内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する装置を設けなければならない。【建築物のみ】 ※但し、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積が床面積の10分の1以上であるものは対象外。			
同令第13条 (照明装置)	(a) 車路の路面 10ルクス以上 (b) 駐車の用に供する部分の床面 2ルクス以上 【建築物のみ】			
同令第14条 (警報装置)	自動車の出入及び道路交通の安全のため警報装置を設けなければならない。 【建築物のみ】			
同令第17条 (供用時間の明示)	供用時間及び駐車料金の額を利用者の見やすい場所に明示しなければならない。			
その他 駐車場法第13条 (管理規程)	(a) 路外駐車場の供用を開始するときはその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、供用開始後10日以内に届け出なければならない。 (b) 管理規程に定める事項 ① 路外駐車場の名称 ② 路外駐車場管理者の氏名及び住所 ③ 路外駐車場の供用時間に関する事項 ④ 駐車料金に関する事項 ⑤ 路外駐車場の供用契約に関する事項 ⑥ 駐車できない自動車 ⑦ 駐車場業務に附帯して行う業務の概要			